

午前10時47分開会

○はやお委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせて説明させていただきます。

お手元に本日の日程をお配りしております。1の議案審査が3件、2の陳情審査が2件、3の報告事項が1件、4の100条調査以外のその他ということで、途中休憩を挟んで、午後3時から、5の100条調査についてというふうに進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、1の議案審査に入ります。まず、（1）議案第52号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関からの説明を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 議案第52号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の一部を改正について、環境まちづくり部資料1に基づきまして説明させていただきます。

項番1の改正理由ですが、千代田区道の構造基準については、道路法に基づく道路構造令で定める基準を参酌して条例で定めております。この度、道路構造令の一部改正があったことから、条例及び同条例施行規則について、同様に一部を改正するものでございます。

項番2の主な改正内容ですが、自転車通行帯を新たに定義するとともに、設置基準についても定義いたします。

恐れ入りますが、参考資料1をご覧ください。新旧対照表の次になります。A4の横の資料です。これは、ご請求いただいたビジュアルで分かりやすい資料というものをご用意させていただきました。自転車道、それから自転車通行帯、自転車ナビマーク、ナビライン、裏面には自転車歩行者道という整備が書いてございます。上から2番目の自転車通行帯というのが今回の案件になります。車道の左側に設けられる帯状の部分と言います。

続いて、参考資料の2は区内の整備状況図でございます。自転車通行帯はこの図面の左下のほうですね、麴町大通り、それから祝田通り、国会通りというところで整備されております。

恐れ入りますが、資料1にお戻りください。項番3の新旧対照表ですが、別紙をご覧ください。まず1ページ目の定義の第2条の13号で定義をしてございます。そのそして2ページ目の8条の2で、自転車通行帯の設置基準を定義しております。

項番4の施行期日ですが、公布の日からの施行でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、質疑を受けます。

○小枝委員 資料をお願いしましたので、質問させていただきます。

この自転車通行帯ということを決めることについて、反対をしようとする人はいないと思うんですけども、今後の、何というんですか、また、表向きは自転車道を造るといっても、工事を進めてみたら街路樹を切っちゃうとかいうので、また止まるみたいなことも、この3年ぐらいずっと続けているところからすると、逆に言うと、この自転車通行帯というのは、土木工事を伴わない、ちょっとソフト的運用みたいな感じがするんですね。

であれば、一番最後につけてくれたこの地図がありますけれども、例えば神田駅に貫く神田警察通りのところを、よく区民から言われるんですけれども、神田駅の向こう側をわざわざ神田平成通りとか名前を変えてしまって、かつ何の協議も話合いも、道を整備しようという声も上がらないというようなことで、捨てられたまちだみたいなことをよく言われるんですけど、いや、そんなことはないよというので、ちょっと率直に意見を申し上げると、こういう大規模な道路工事に伴って自転車道を造るのではなくて、こういうナビライン的なソフト的な対応で、ずっとこの両国のほうに出る一方通行の左右を、これを指定するということではできないのか。それから、もう一つ北側のところで、一八通りの地中化したところだけがナビラインが入っているんですけれども、やっぱりナビラインが入っていると、車道でも自転車が走れるから、非常にほっとするという、（マイクから異音あり）あ、何か、大丈夫ですか。大丈夫ですかね。そういうところがありますので。

○はやお委員長 音が入ってないね……。もう一度。

○小枝委員 何となく耳鳴りがしますね。大丈夫ですか。じゃあ、ちょっと静かにしゃべりますね。大丈夫ですか。

○はやお委員長 入っている。

○小枝委員 入っていますか。あ、あ、あ。入っていない。

○はやお委員長 あ、あ、あ。これも入っていないよ。あ、あ、あ。テスト、テスト、テスト。

○小枝委員 あ、あ、あ。（発言する者あり）

○はやお委員長 あ、あ、あ、あ。テスト、テスト、テスト、テスト。

休憩します。

午前10時54分開会

午前11時01分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

小枝委員の質疑から開始させていただきます。

○小枝委員 では、引き続き質問させていただきます。

この、今、一八通りと神田警察通りを例に取りましたが、言わんとするところは、今回……

○はやお委員長 あ、消えてるよ。

○小枝委員 大きな土木工事を施さなくても、あるいはやろうとする計画があったとしても、その間を、別の方法で自転車道をつなぐということができないかなということを、いつも区民と話すものですから、そこら辺の今回の改正と、もしくは改正しなくても、どうことができるのかというのは、これは答弁をしておいていただきたいというふうに思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、先ほどの神田平成通りというのは、地元からの申請で、鍛冶町一丁目・二丁目町会ほか10町会から申請があって、平成2年ですかね、指定しております。

○小枝委員 質問していないんですけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 それから、ナビラインができないかと。ナビライン、あ、一八通りと神田警察通りの違いなんですけど、まず、一八通りで、なぜナビマーク、ナビラ

インができたかというのは、ともに一方通行なんですけども、その一方通行でも道路交通法の規制で、自転車を除くというものが、通常の方通行には、やはり生活道路ですので、そういう自転車を除くという規制が入っているんですけども、緩和する規制が入っているんですけども、神田警察通りはそれがございません。少し交通量が多いということで、自転車を除くというものが無いので、そうすると、このナビラインですとか、自転車、今回の自転車通行帯、そういうものは、その道路の規制に合わせたものしか、方向にしか進めないで、そこには、神田警察通りにはこれは設置できないということでございます。

○はやお委員長 桜井委員。

○桜井委員 今回の法改正で、今まで自動車道の中での自転車の通行が、どこを通行したらいいのか。自転車というのは車道を通るもんだよということは、皆さん承知をしていますが、やはり車道を通るといって、非常に交通事故に遭わないだろうかという心配もあるし、非常に心配をされる場所でした。こういう形で一つ明らかになったことについては、いいと思うんですけども、どうなんだろうね。この自転車通行帯ができて、よく自動車が駐車したりしていますよね。そうすると、自転車の通行の妨げになったりすることというのが非常にある。やっぱりそういうことの、幾らこういう通行帯を造っても、なかなかすんなりと通りづらいというようなところもあると思うんですけど、そこら辺は何か解決策みたいなものというのはあるんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回のこの自転車通行帯のところには、駐車禁止になってございます。それから、ここは自転車が専用で通行する部分ですので、この部分を自動車やバイク、そういうものが通行しては、これは違反になるということになります。

○桜井委員 お年寄りだとか、お子さんを連れていらっしゃるお母さんだとか、小さな自転車に乗っているお子さんもいらっしゃるでしょう。そういう自転車なんかについても一緒に、こういうような規則の中で、守ってねということをお願いしているんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回のこの条例の改正で、そういうことではなくて、道路交通法の中のお話なんですけども、自転車歩行者道というところで、歩道の中を歩いている。あと自転車歩行者道でなくても、お年寄りやお子様、あとは運転に不安な方は通行できるということは変わってございません。

○桜井委員 あと周知をどのようにされるのかなというところは非常に関心があります。たまたま先日、麴町警察に行く用事があって、交通課に寄って、このナビラインのパンフレットがありますかということをお願いしてみたんです。で、あったんですけども、その担当者の方も、どうも、分かっているのかなと思うぐらいのそんな感じでした。それで、逆走は駄目よという、このブルーのところは逆走は駄目よと——まあ、ブルーのところだけじゃないんだらうけども、というようなことが書いて、ああ、これはもう新しくそういう表示があればいいなというふうに実は思ったんですけども、区民に対する周知については、何かされるんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 逆走が駄目だとか、その辺は規制のお話になるので、その表示とか周知というところは交通管理者がするところでございますが、例えばこれから私どもが整備していく自転車通行帯というところを整備していく中では、当然、地元の方たちにも確認をしながら、そして周知をしながら進めていくつもりでございます。

○桜井委員 はい。お願いします。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますか。

○林委員 今回の条例改正と従前につくられた道路整備方針、こちらとが、よりどういう関連性が出てくるのかというところを説明していただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 道路整備方針でも、自転車の利用ガイドラインにとって、自転車の、そうですね、自転車道の自転車走行空間の整備は進めていくということであってございます。

○林委員 うたっているのは分かるんですけども、この条例を改正することによって、道路整備方針の目指した方向性とどのような関連性があるのかというのを、再度お答えしていただきたいのと、もう一つが、みらいプロジェクトの関係も出てくると思うんですが、今、見直しをされていると。要は上位計画と条例の変更が、どういう関連性が出てきて、区民の方に対してですね、この条例改正することによって整備方針の目的に近づけるとか、みらいプロジェクトの目的に近づけるとか、どういうイメージ共有を図れるのかというのを説明していただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 この条例でしっかりと位置づけることによって、整備、今まではそれがありませんでしたので、それを進めていくというところはございます。

それから、今こちらのみらいプロジェクトのほうには、その指針というか方針は今書いてございませませんが、そこをどう加えるかというところは、これから検討するところでございます。

○林委員 要は道路整備方針で、人ですとか自転車ですとかが歩きやすいですとか通行しやすいといったところに、この条例改正することによって、より前に、少し、よりというか、少し前に進む方向性の条例上の担保ができたという受け止めです。

もう一つが、みらいプロジェクトのいろいろ見直し費用というのを見ているんですけども、この間、配付された。僕はつくり直せと言っただけで、嫌だと石川さんが言うんでね、しょうがない、今の時点では、石川さんがいるうちは、これ、しょうがないんですけど、そこにせっかく道路整備方針とかやったのに、なかなかその記載が見当たらないわけなんですよね。条例改正もするんですから、どうして、こう大きな方向性というのが体系的にならないのかなと不思議でならないんですけども、その位置づけはどういうふうに捉えたらいいんですかね。最上位計画に、何で自転車道の形を見直ししようとかには入ってこなかったのかというのは、事業部内でどういう議論をされていたのか。併せて条例改正をすることになった理由も含めてお答えください。

○はやお委員長 休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○はやお委員長 再開します。

担当部長。

○小川環境まちづくり部長 今般の条例改正というのが、これまで自転車をめぐっては、様々に自転車道とかナビラインといったことの整備が進む中で、実態として、この今回規定をする自転車通行帯といったようなものも、構造令に位置づけはされていなかったけれども、現実的には対応がもう世の中の的には始まっていて、旧来からの規定と実態との間に

乖離が生じてきたといったところがございます。そうした中で、きちんとこれは名実ともに法的にも位置づけをして、区としても法に基づいた整備が進められるようにするというのが今回の条例の趣旨でございます。

したがって、このみらいプロジェクトに位置づける云々という議論は庁内ではしてはおりませんけれども、あくまでも今回のこの条例の改正によって、この自転車道をめぐり整備がさらに進んで、きちんとした位置づけの中でさらに進んでいく。それがひいては歩行者や自転車を運転される方にとって、双方にとって安全や利便性の向上につながるものだというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○はやお委員長 いいですか。

ほかに。

○木村委員 今回、条例改正で自転車通行帯を改めて位置づけるということで、安全面の向上を本当に図れるのかということなんです。というのは、ちょっと古いんだけど、2017年の交通工学論文集で、ガイドライン、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン、これが2016年7月に国のほうで策定、公表されて以降、その自転車レーンの整備したところで自転車事故が増えていると。これ、なぜかという、自転車同士の事故は減っている。あるいは自転車と自動二輪との事故も減っていると。ただ、自転車と自動車事故が増えてきているという、この研究者の調べたエリアではそういう状況にあると。で、自転車道って、もう完全に構造的に分離しちゃっているから、ここはもう交通事故が激減していると。残念ながら千代田区では、その自転車道を設けるといふところまでは行ってないということなんです。

それで、これは2017年の時点の検証結果なので、これが今日どうなのかというのはまた別の問題だと思うんだけど、今回の自転車、その通行帯の設置で、自転車それから歩行者の安全が向上するという検証というか、その辺の裏づけというのはあるんでしょうかね。ちょっとそれがあったら教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 この道路構造令の一部を改正したの、国土交通省がしたその背景でございますけども、本来なら自転車道というものを造っていくのが必要なんですけど、それが、幅員が取れなかったりとかで、なかなか進まないという状況はあったと。一方で、道路交通法の中で、それを適用した今のこの自転車通行帯というのは存在していて、その整備は進んでいたんですね。それによって、自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が、実質的に確認されているということで、さらにこれを進めるためにこれを改正したということは、国土交通省がっております。

○木村委員 千代田区でも、この写真つきで幾つか通行帯の実例があるようなんだけど、その辺でのやはり安全確保というのは確実に向上していると。その辺はもう明らかかなんでしょうかね、千代田区内の実例で。

○須貝基盤整備計画担当課長 この自転車専用道、国会通りのところは昨年設置したばかりですので、それによって安全がよくなったとか、その辺ははっきりとは申すことはできません。

○木村委員 まあ、法令がこうなっちゃったから。

○はやお委員長 この辺のところについてはさ、専用道路を含めて効果検証をきちっと今後するようにしていかないと、今の話じゃ、あれだね。ちょっとそこを答弁してよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 現時点では、まだ効果というところは分かりませんが、それについては、今後、効果検証を行ってまいりたいと存じます。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○うがい委員 先ほど答弁の中に、知らせていく、あるいはこういう利用の仕方を啓発していくというふうなことも、取り組んでいかなければいけないというようなご答弁を頂きましたけども、それは例えばどういうスタイル、どんな形というのは考えられるのかということ何かイメージされているかを。というのはなぜかということ、今の議論は、自転車との事故ということと言うと、何か被害者の想定が多いんですけども、加害者になる可能性もあるということが最近によく言われているし、保険なども自転車は整備がされ始めてきていますので、その双方になり得る中間の位置づけにある自転車の人たちですので、そんなことも含めた啓発が大事なんじゃないかなと思うんですね。整備プラス啓発という意味で、それはどんなイメージか、あるいは、また部門はどういうところなのかというのが知りたいなというのがあります。お答えいただけますか。

○山下環境まちづくり総務課長 今の委員のお話のように、昨今、自転車の利用者が多くなるに伴って、自転車の安全な乗り方というのを周知していかないと、自転車自身の事故だけではなくて、自転車と歩行者の事故というのも増えていることも事実です。そういうことを踏まえて、東京都のほうは自転車のほうの保険を義務化しているという状況がございます。

区のほうでも、交通安全教室という、自転車の正しい乗り方というのをイベント等を通じて行っているところなんですけども、今年度、少しコロナの影響でできなかったんですけども、学校のほうにも出張という感じで講座のほうを出向いてしていて、安全な乗り方というのを、今後、広報やホームページの周知のほかに、出前講座のような形で実施していく予定でございます。

○はやお委員長 いいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。よろしければ、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますでしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。じゃあ、省略させていただきます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第52号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に、賛成の方の挙手を求めます。

岩田委員、小枝委員、木村委員、米田副委員長、うがい委員、林委員、桜井委員、小林（た）委員。賛成全員です。よって、議案第52号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号、特別区道千第578号及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電線共同溝工事等委託協定の締結について、審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 議案第53号、特別区道千第578号（多町大通り南）及

び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電線共同溝工事等委託協定の締結について、環境まちづくり部資料2に基づきまして説明させていただきます。

路線名ですが、特別区道千第578号ほか7路線でございます。

工事箇所ですが、千代田区内神田三丁目23番先から千代田区内神田三丁目20番先でございます。

路線延長は474メートル、幅員はそれぞれ15メートル、8メートル、6メートル、3メートルでございます。

協定内容ですが、工事内容は電線共同溝本体工事で、下段のこのイメージ図の太線で囲われた部分、管路部と特殊部が本協定の対象となる部分でございます。協定金額が4億9,500万円で、令和3・4年度の債務負担行為の予定でございます。協定の相手方は公益財団法人東京都道路整備保全公社理事長、小泉健でございます。

裏面をご覧ください。電線類地中化事業の流れですけれども、まず1が設計がありまして、2の支障移設工事、これがほぼ完了いたしましたので、③の電線共同溝本体工事、これが本案件になるものでございます。

一番下のスケジュールですが、令和2年度から令和4年度にかけての3か年工事で、その後、引込連携管路工事、道路整備工事と、順調に進めば令和6年度に完了予定でございます。

また、資料請求いただいたものを参考資料としてご用意させていただきました。この項番1ですが、地域の協議会として神田駅北口周辺道路整備推進協議会がございまして、平成26年からこれまで7回開催され、議論されてまいりました。

項番2ですが、電線共同溝本体工事の費用内訳として、令和4年度までの未確定なものも含めてまとめさせていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○はやお委員長 はい。説明を終了いたします。

質疑を受けます。

○小枝委員 こちらも資料要求させていただきましたので、まとめて、進行を急ぐと思いますので、まとめて質問させていただきます。

1点目は、私がこの資料要求を求めたのは、一つは金額的なものなんですね。500メートルでしたかね。500メートルを完了するのに5億かかるという、この。しかも今日の説明ですと、終わるわけではない。まだその他の工事費がかかると。全体から見ると、先ほどの自転車道のところに電線類の地中化の絵もありましたけれども、一体どれだけかかったら、お金をかけて期間をかけて無電柱化が実現するのかという、このちょっと途方もないような金額なんですね。あとは期間なんです。その辺の計画が順次あるのかどうか1点。

もう1点目が、かつては東電さんのほうでこういった工事をなさっていたと思うんですが、何らかの開催がなされてこういうふうな形になったと思うんですけど、これは何年からこういうふうになった、私の記憶違いでなければですけども、何年からこういうふうな、区が進めるというか、自治体が、ほとんど国からの補助も本当に微々たるものですよ。こういうふうな形で進めるような形になって、今、何年になるのかということが2点目。

3点目が、神田駅周辺はいろいろ再開発の話とかもありますね。ここは恐らくそういった計画がないところだと思いますが、この道の流れで行くところの、一八通りのところとの関係で言うと、裏路地のところはほとんど手をつけていただけなかったんですね、無電柱化するのに。日進月歩でいろんな技術が促進しているんだとは思いますが、こういった3メートル道路までできるようになったのであれば、その今まで済んだところ、一八通りと多町大通りの方面もそういった形で無電柱化ができるのかどうか。

その3点、お答えいただきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、全体でどういう計画があるのかということですが、けれども、今現在、千代田区の中で進行しているものは4地区ございます。その、計画としては4地区が今進んでいて、その先というのは今のところございません。

それから2点目の、東電が今までやっていたのに区が進めるようになったと。これは電線共同溝が施工されて、ちょっと、いつというのは、今——はい、平成7年からということでございます。

それから三つ目の、この神田駅周辺のところ、細街路、細いところを、なぜここができてほかができないのかということですが、ここはちょっと特殊な部分で、この三方を区道に囲まれているという。そしてそのエリアも小さいので、面的な整備も可能になったと。要するに地上機を、歩道がないと地上機が置けない。で、地上機を置けないと地中化はできないんですけども、その地上機から持っていく電線の地中の長さもございまして、そうすると、その三方に囲まれている部分が小さいこのエリアは、面的な整備が可能だったということでございます。

○はやお委員長 いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 平成7年からこういうふうな事業になったということで、計画については、4地区は計画しているけれども、その先のことは白紙だよという話だと思うんですね。細街路についてはそういう形だと。

今日ちょっとここで深める状況ではないと思うので、ましてや無電柱化ということであれば、バリアフリーという観点からも美観と景観という観点からも、それはもう誰も反対するものではない。ただ、価格のこの適正性というものについては、一体どこがどう担保しているというふうに判断したらよろしいのか。そこだけはちょっと答えていただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 もちろんこれは公共工事の標準単価を使っておりますので、その辺は担保されております。国交省がうたっているメートル当たりの単価よりも、やはり区道という、こういう都市部というところは、かなり割高になるということもございまして。ここ数年のほかの地中化においても、1メートル当たり約100万程度ということもございまして。

○はやお委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。

○木村委員 これ、電力とか通信とか、そういう関係の負担というのはどうなっていますか。電力会社や通信会社。

○はやお委員長 電力会社や通信会社はと。



○須貝基盤整備計画担当課長 その地中化で、電力も通信も地中化する予定でございます。基本はこれは区の施設になりますので、これは区の負担ということになります。ただ、そこに入れるときに、建設負担金というのは、物を入れるときには頂くことになっております。

○はやお委員長 それが。

○須貝基盤整備計画担当課長 占用料とはまた違って、そこに要するにそれを、何だ、占用料とは違って、ある程度のその造ることによる負担というのは頂くと。そのもの本体は区のものなんですけども。

○はやお委員長 休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時36分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 東京都の整備基準によりまして、メーター当たり686円というところで頂いております。

○はやお委員長 いいですか。（発言する者あり）はい。

ほかにごございますでしょうか。

○うがい委員 協議会の中で進めていただいている話だと思っておりますので、方向性はそのとおりだと思うんですけども、工事となったときに、例えば協議会の方たちとかが懸念されていらっしゃるることとか、工事に伴う不安材料、つまり、これは商売をやっていらっしゃる方々が本当に密集しているの、そこへの影響などということがちょっと気になったんで、お聞きしました。

○須貝基盤整備計画担当課長 これは、このスケジュールで、この先が、先というかこれの前が書いていないんですけども、実はこれの前のこの地中化事業の流れというところで、もう既に、この管路を入れる前の支障移設工事、これが各企業者が工事に入っております。ですので、いきなり工事を始めるということではなくて、当然、どういう時間帯にこういうことをさせてもらうというところは、個々その地元の地域の方と、協議というか打合せはしているところでございます。

○佐藤地域まちづくり課長 今ご質問がございました協議会でございますけども、地域まちづくり課のほうが事務局をやっておりますので、ご説明させていただきます。

従前より引込み等のやり換えということで工事のほうは行っているところでございますけども、この協議会の中で、この場所は店舗等が多いところがございますので、そういった営業に支障が出ないように、あるいは道路等で工事の物を置かないように。あるいは振動、騒音に配慮といったところのご要望を頂いております。個々一軒一軒丁寧に、ご要望に沿えるような形での時間帯ですね、そういった部分での配慮をしているというところで、様々、震度、騒音であるとか、そういったようなご要望を頂いているというところでございます。

○はやお委員長 はい。

ほかにごございますでしょうか。

○岩田委員 この地中化の、そもそも地震とかで災害とか、そういうのを防ぐという意味

があると思うんですけども、この地中化にして、道路の下にケーブルがたくさん埋まるわけなんですけど、そこで地震が起きた場合というのは、どれぐらいの地震まで想定している感じなんですか。そこまで想定がないなら、ないで結構なんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そもそも、これが壊れるということになると、道路そのものが、地盤そのものが全部壊れるということになりますので、そこまでの想定はしてございません。

○岩田委員 なるほど。分かりました。

○はやお委員長 はい。ほかにございますでしょうか。いいですか。

なければ、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。じゃあ、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第53号、特別区道千第578号及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電線共同溝工事等委託協定の締結について賛成の方の挙手を求めます。

岩田委員、小枝委員、木村委員、米田副委員長、うがい委員、林委員、桜井委員、小林（た）委員。賛成全員です。よって、議案第53号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号、財産の取得についての審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、議案第54号、財産（建物）の取得について、政策経営部資料1に基づきご説明させていただきます。

本件、旧区立外神田住宅の区分所有部分の取得につきましては、昨年、第4回定例会に、取得にかかる補正予算をご議決いただき、本年、第1回定例会において、18者の区分所有者のうち、仮契約のできた11者分の取得についてご議決いただきました。今回は、残りの7者の区分所有者のうち、その後、仮契約のできた3者分の取得に関するものになります。

資料をご覧ください。まず取得理由ですが、旧区立外神田住宅につきましては、老朽化が著しく耐震性に問題があるため、早期解体に向けて区分所有者等の権利を区が取得するものです。

財産の種類は不動産（建物）で、財産の内容は旧区立外神田住宅1階及び2階の区分所有部分、所在地等は資料裏面のとおりとなります。

今回取得する床面積は134.42平米、取得予定価格は1億5,933万1,000円になります。

取得先は旧区立外神田住宅1階及び2階部分の区分所有者18者のうちの3者の部分になります。

今後の予定ですが、現在この3者の方々と仮契約を締結しており、今回ご議決を頂ければ本契約を締結し、移転登記をした後に支払いという形になります。また、残りの区分所有者4者の方々につきましても、引き続き取得交渉を進め、本年度中の合意を目指したいというふうに考えているところです。

ご説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょうか。質疑してない。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。省略。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第54号、財産の取得についての、賛成の方の挙手を求めます。

岩田委員、小枝委員、木村委員、米田副委員長、うがい委員、林委員、桜井委員、小林（た）委員。賛成全員です。よって、議案第54号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に審査を付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、2の陳情審査に入ります。（1）新たに送付された陳情書、送付2-9、神保町ビル別館保存・活用に関する陳情、②送付2-10、神保町ビル別館の保存・活用についての陳情、この2件を一括して審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。資料が出ておりますので、執行機関からの説明、経緯・経過を求めます。

○印出井景観・都市計画課長 それでは、今回の陳情の2-9並びに2-10に関連しまして、ご説明申し上げます。同様のものが千代田区景観まちづくり審議会の会長宛てにも出されております。

当該建築物の由来等につきましては、2-9の陳情に詳しく記載されているとおりでございます。本日、参考資料という形で出させていただきますので、補足説明をさせていただきます。参考資料をご覧ください。

所在地は神田神保町2-19番、裏面に位置図がございます。さくら通りに面したところですね。白山通りから入って、ちょうどこの交差点を南に行くと、一橋中学校のほうに行く。そういった場所がございます。

参考資料、2の経緯でございますけれども、昭和5年の竣工ということで、千代田区が景観まちづくりに取組み始め、平成15年ですね、景観まちづくり重要物件の指定に向けて検討をしてきたところでございますけれども、当該建築物は、その基礎資料になりました日本建築学会の「近代建築総覧」というものに掲載をされてございまして、候補として検討をしたという経緯がございますけれども、当時、所有者の同意が得られなかったことなどにより、指定には至っていないというようなところでございます。この平成15年以降、区としては特段、当該物件についてアプローチはしてこなかったというところでございます。

米印にもございますけれども、登記簿によりますと、昨年、現所有者に所有権が移転したというところでございまして、現所有者は当該の建築物は自ら使用はしていなかったというところでございます。それからヒアリングによれば、現所有者に対するヒアリングによれば、解体をして新たな建物を建てるというような前提で購入したというふうに聞いて

ございます。

そういうことで、現時点では景観まちづくり重要物件ではございませんので、条例等に基づいて解体について指導や協議はできないというような状況でございます。

本年6月23日、解体後の新たな建築計画について景観協議がございました。この時点で我々景観担当としては、ここに新たな建物が予定されているということを認識したところでございますけれども、当該既存建物の価値について、15年前の調査等も踏まえて、改めて何か物件についてフォローするというようなことができていなかった。フォロー体制ができていなかったというのは、今思えば一つ課題だったのかなというように認識してございます。

8月7日に現地に解体のお知らせが掲出されました。環境政策課のほうに解体の届出がされて、9月8日から解体作業が予定されているというところで、それを見て、SNS等で話題になり、当方にも問合せがございました。その時点で、我々のほうも、所有者に現状ですとか今後の計画についてヒアリングをさせていただいた経緯がございます。その後、8月27日31日と、この陳情と同時期に、景観審の会長宛てにも要望書が出されているというところでございます。

それらを踏まえまして、事前の打合せも併せて9月3日に景観審が開かれましたので、そこでこの要望書について意見交換をさせていただきました。様々意見がございましたけれども、景観審会長のとりまとめとしては、参考資料の四角囲みであるようなところでございます。読み上げさせていただきますと、全体の意見としては、建物のうちどこか残せるところを工夫して残してほしいという意見が大半であったと。歴史的な建物かつ地域の魅力がある建物をいかに継承できるかというのは、景観まちづくりの一つの大きな課題でもあるので、建物全てを残すのは難しいが、残せるところは残していくよう、区として最善の努力を尽くしていただきたいという形で、とりまとめということでございます。

それから、現在の状況、3でございますけれども、9月3日の景観審会長とりまとめを踏まえまして、区と所有者で継続的に意見交換を実施してございます。区といたしましても建物の内部を視察させていただき、また、本件の解体新築プロジェクト、単体のプロジェクトだけじゃなくて、さくら通り沿道における他のプロジェクトと連鎖したプロジェクトの全体像についても、お伺いをさせていただきました。

当該物件の状況ですけれども、直近まで使われていなかった階、3階以上につきましては、建築といっても傷みが激しいと。これ、私、事務職でございますので、建築職の地域まちづくり課長も一緒に見て、そういうような感触を得たと。それから、地下部分には60センチメートルほどの浸水があって、衛生的にも課題がありそうだということで、なかなか建物としてすぐ保存活用するのは難しいんじゃないかなという感触を得たところでございます。

しかしながら、会長のとりまとめもございましたので、先ほど申し上げました9月8日の解体予定日以降も建物が残っている状態で、ぎりぎりまで意見交換させていただけないかということで、所有者のほうにお願いを申し上げましたところ、二、三週間ぐらいをめでに延期をしていただくという形で、ご協力を得たところでございます。

その後、いわゆる区の事務局だけではなくて、現在の状況の二つ目の丸にもございますけれども、9月16日に、景観アドバイザー、景観審の委員も兼ねている先生が1人と、

設計などの実務に精通している1人、お二方の景観アドバイザーの先生に同行をしていただきながら、現地で協議をさせていただきました。ちょっとこの協議というの、制度的な立てつけで難しいところなんですけども、一応その解体について協議をするという根拠がないものですから、新たにつくる建物についての協議というような立てつけで、所有者に協議をお願いをしました。

それで、アドバイザーとしても、やはり当該建物の神保町における価値ということを知り、一部保存ということについて、そういう方向性というのを検討できないかというところもございましたところですが、やはりその協議の中でも出ましたけども、保存や一部保存し活用することについては、当該のプロジェクト、これ、現実には基本設計あるいは実施設計もほぼ終わっているという状況の中で、それ自体を見直すと、それはこれまでにかけた設計コストと、設計にかかるスケジュール、おおむね8か月から1年ぐらいい、そういったものが振出しに戻るとということと、あと先ほど申し上げましたとおり、ここに新たな建物を建てて、もうその沿道のほかの複数のところを移転させてというような連鎖型のプロジェクト全体にも大きな影響があるという認識をアドバイザーも得ましたので、なかなかこの事務レベルの話では難しいだろうということ、その席で、やはり経営者、所有者の経営者層について、もう一段ご判断いただけないかというところで申し伝えたところでございます。

それについても時間がない中でということになっていきますので、16日に申し伝えて、連休明けぐらいにそういったご反応が、ご返答いただくような形で、至急ご検討いただくというところでございます。

そういうコスト的あるいはスケジュール的なことも踏まえた保存・一部保存の考え方が出る場合、それはそれに向けて、区としても現状の制度運用の中で何か工夫ができることについてはご相談をしていきたいというふうに思っておりますが、なかなか保存・一部保存ができないということであれば、今後、今の建物の次の段階、新たな建物が建つとか、あるいは先ほど申し上げた沿道における機能更新の際に、まちの記憶や現存の形態意匠、デザインの継承などについて、協議は移っていくのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、陳情にございますような、協力して所有者と話し合いをして、知恵を絞ってという方向感では、私どもはそれを踏まえながら、会長の取りまとめに基づきまして、できる限りの取組をしているところでございます。しかしながら、やっぱり制度的にこうした現存の建物の意匠とかデザインを引き継ぐというところ、これについて、大規模な都市計画手法を伴うものについては、一定の評価の手法、容積としての評価の手法があるんですけども、こういう中小に対しては、確かになかなかそういう制度がなかったかなというふうに思っております、その辺も課題として認識をしているところでございます。

いずれにしましても、ぎりぎりまで引き続き、所有者のほうと協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

補足説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

ただいま執行機関から情報提供いただきまして、また、このことに含めまして、この陳情について、各委員からのご意見を頂ければと思います。

どうぞ。

○木村委員 課長のご苦勞がよくにじみ出るようなご説明でしたけれども、現状の制度運用の中で何とか最善の方策をとということで検討されていると思うんだけど、今後、協議に入るわけですよ。協議中で、今後、経営者との話合いも連休明けにということなんだけど、これは、その話合いの内容というのは、どれだけ保存できるのか。それとも今後のその新築に当たっての協議、両方含めてのものなんでしょうか。ちょっとそれだけ確認させてください。

○印出井景観・都市計画課長 16日のアドバイザーの会議の中で、アドバイザーとしても、当該の建物の価値というのは、要は重要文化財とかいう意味での唯一無二性はないかもしれないけれども、神保町における希少性という意味では価値があるだろうし、あの周辺、昔、東洋キネマがあったりとか、そういうまちの記憶という意味では価値があるだろうということなので、保存や一部保存ということについて、ご検討いただくというのが望ましいという認識ではあるんだけど、多分、事務レベルでどうこう、先ほど申し上げましたとおり、計画全体で1年遅れるとか。そうすると、関連の計画全体も1年遅れると。そうすると、そこに入っているテナントさんとかの調整も振出しに戻るとか、コストも。そうすると、やはり経営者層の判断が必要だろうということで、一旦はそういうレベル感の中で、再度ご検討いただけないかということで、ボールを今投げていると。それで、そういう方向でできるというような可能性を追求しようということであれば、保存・一部保存で、我々としても何ができるかというのをさらに検討を深めていきますけども、そこで、連休明け以降、やっぱり難しいですという状況になれば、継承するところの中で、どういった継承手法があるのかという協議に移っていくということで認識しております。

○木村委員 そうしますと、2本立ての協議という形になっていくだろうと。それで、保存もしくは一部保存と。どれだけ保存できるのか。要するに最初の議論の場合、やはりゼロから100の間で、どこで先方との、現所有者との合意を見いだせるのか。そうした場合に、やはり協議、話合いですので、行政も一定のやっぱり裁量をもって臨まないといけないと思うんだけど、これ、現行の枠内で、例えば財政支援的なものというのは、これは可能なんでしょうか。

○印出井景観・都市計画課長 現行の枠内では、そういったことは困難だというふうに認識しております。

○木村委員 えっ。困難。

○はやお委員長 困難。

○印出井景観・都市計画課長 現行の中では、そういう財政的な支援ということについては、難しいというふうに考えております。

○はやお委員長 木村委員。

○木村委員 例えば、現行の条例では、景観物件の場合は、改修に対しての助成というのは、これは出ると。例えば、今回のケースのように、解体を前提としていると。ただ、何とか貴重な建物、価値ある建物なので、その一部でも残してほしいといった場合に支援をするような、いわゆる、そういう仕組みというのは現在はないと。で、今後、建物を解体し、新しいものを建築するに当たって、何といたしまししょうかね、いわゆる税金を使うわけだから、何らかの法的根拠がないと、これはやってはいけないわけなので、何らかの根拠

が必要だろうと。例えば、今回のこの事例を一つきっかけにして、その要綱であるとか、条例まではなかなか難しいにしても、要綱で対応していただくかということというのは、これはどうなんでしょう。

○印出井景観・都市計画課長 現状の立てつけの中では、景観まちづくり重要物件に指定しているものに対して、改修について支援があるというところでございます。基本的には、そういう流れになっておりますので、ちょっと条例の中身も場合によっては精査をしなければいけないかもしれないんですけども、運用の中で、景観まちづくり重要物件については、デザインの継承とか、そういったものに対する支援というのは、検討はできるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、本件については、そもそも景観まちづくり重要物件ではないので、本件についての運用というのは、現状の中では難しいというふうに認識しております。

○木村委員 確かに行政が関わるわけですので、当然、公平性が担保されなければならないだろうと。むやみやたらに税金を使うって、これはもうきちんと一定のルールの下でやられるべきものであって、その辺の縛りが必要だというのは、これはもう当然のことだと思うんです。ただ、今回の場合、歴史的な経過を見ると、重要物件指定の要素としては持っていたと、要件としては持っていたと。ただ、所有者の合意が得られなかった。そういう歴史的経過がありますし、同時に、神保町における価値として、何とか残してもらえないだろうかという、そういう、いわゆる、まちの方からの要望もあると。

今、こういう陳情の審査をしていて、議会としての一定の意思もまとまったといった場合、これは、一定の税金を支出する裏づけになるんじゃないか。もちろん、議会と無関係に、いや、これだったら幾ら、幾らというふうにはなかなかいかん、当然、議会との協議というのが必要になってくるんじゃないかと思うんだけども。これまでの歴史的経過や、あるいは、住民の要望や、そして、陳情審査における議会の総意といったものを踏まえながら、やはり支援の在り方、解体しようと思って、所有者が買ってですよ。で、残してくれと言われても、それは所有者も非常に困ることだと思うんですよ。少しでも、住民の方の願いにこたえよといった場合に、その税には、税にだけ頼るのではなくて、やはり一定の何らかの支援がないと、それは所有者にも申し訳ないんで、その辺の支援の在り方のより踏み込んだ検討ということはどうなんだろうかと。いかがでしょう。

○印出井景観・都市計画課長 本件については、今、木村委員がご指摘いただいた経緯等もございますので、そういった制度運用について、議論の俎上にということも、一つ、私どもの考えにはあるんですけども。要は、景観まちづくり重要物件に指定をされない、あるいは、指定を拒んでいながら、解体時に支援を受けると。これは、性善説、性悪説の話かもしれないんですけども、解体時に次の建築の中で支援を受けるといようなことについては、様々な状況があるかと思っておりますので、そのあたりは、単純にもしかしたら事務レベルの、景観まちづくり重要物件の支援についても景観審にお諮りしてということがございますので、制度設計も含めて、もう一段、慎重に検討する必要があるのかなというふうに思っております。

というのは、景観まちづくり重要物件に指定されている中では、一定程度、保存管理等についても義務、責務がございます。そういった責務がないまま、次の建て替えのときに支援というようなパターンになったときに、もちろん、今回の件はあれですけども、場

合によっては、なかなか形式的にそういったものを適用できない状況があるのかなと思います。ただ、趣旨としては、そういう制度設計が今後あり得るのかということについては、先ほど説明申し上げましたとおり、検討していく必要があるのかなというふうには認識しております。

○木村委員 この経緯を見ると、今年の6月23日、景観事前協議があって、ここで、重要物件としてどうなのかということ働きかければという反省点もあるとあって、少し触れられましたけれども、所有者が替わってきているわけなので、重要物件の指定を拒否した所有者で、今、違うわけで。その辺で、本当にこのまちにとって必要な、価値ある建築物だといった場合には、やはり行政として、1回拒否されたから、もうそれで諦めるということではなくて、まちの記憶をずっと継承していくという点では、きちんとそれなりに位置づけて、それで、機会あるごとに重要物件として働きかけていく。これは、今後のことになるけれども、そういういわゆる行政としての取組というのが求められているんじゃないかなと。今回のケースを見て、改めて感じたんだけど、その辺、どうでしょう。

○印出井景観・都市計画課長 今、木村委員からご指摘いただいたことにつきましては、実は、景観審議会の中でも、そういった指摘を頂いています。平成15年に景観まちづくり重要物件を指定して以降、その指定した物件並びに指定から漏れた物件についての棚卸しというんでしょうか、そういったものについて、取組が不十分だったんじゃないかとか。あるいは、平成15年ですから、さらに15年たっているわけですね。その当時の基準が、こういった近代建築総覧に掲載してあって、築後50年というようなことが一定の基準でしたので、15年たっているということは、その後、当時、35年だった建物がどうなのかということを含めて、新たに指定する必要があるんじゃないかという物件、そういったものの洗い出しが不足していたということに起因して、例えば、併せて、そういった建築物に関する機能更新の動向みたいなことに対するフォロー、情報収集体制というのも不十分だったんじゃないかな。そうすることによって、場合によっては、先手を打って、様々ご意見があると思うんですけども、都市計画資料を使って、再開発の中に取り組みとか、そういったことも含めて、いろんな知恵が出るのかなと思うんですが、おっしゃるとおり、そういった後手後手にならないような研究というのは、進める必要があるんじゃないかなというふうに認識しております。

○はやお委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 質疑を聞いておまして、そのとおりでなと思うところと、うーん、もう少しというところがありましたので。経営者に判断を聞くということでしたね。それはもう、全くそのとおりでと思います。で、そこが非常に、この件は確かに遅れた部分はありますが、それは相互に遅れた部分はありますが、非常にラッキーな面もあって、なぜならば、非常にこの神保町の百年企業というか、文化をどこよりも大切にするという方が所有者になられたということで、神保町を元気にする会とか、それこそ、高山さんとかがお入りになっている、ああいったところで、文字を扱っている会社としての見識が最も高い、そして、これまで100年やってきて、これからも100年やっていくであろう方が、これを所有されたというところが、非常に鍵なんではないかと。

部長が言われるとおおり、自分が使っていたわけじゃないし、というところの感覚はある



かもしれないんですけども、また、行政の支援も見込めない中で、随分、逆に言うと、長らくあそこをそのままにしてくださっていた部分もあり、そして、今、価値が、相互に、行政側も、景観、行政側も価値を認め、住民側もこういった形で、保存活用してほしいという気持ちを持ち、行政側としても、今日のお話では、十分にあるということの三者、住民とオーナーと役所の思いが同じ方向を向いているということは確かなので、そういう中で、経営者の判断を求めていただいた中で、求める際に、何をどんな姿勢で求めるかということだと思っんですね。

確かに道の両側をこれから建て替えていくに当たって、昨日、フェイクというおっしゃり方をしていましたけど、フェイクという形で残すのか。オーセンティックという形で残すのかという、この議論というのは、所有者さんは当然やれるものならやりたいというふうに思われていると思うので、そこところが、皆がこの価値を認め、そして、ここの道並みの景観を個性のあるものとして引き上げる。でも、民間だけじゃ無理。もし、ここで100の価値を生み出すものが、ここを残すことによって、50しか生み出せない場合、じゃあ、その残りの50をどうするのか。ましてや、開発を止める話じゃない。開発は、これはもうまちづくりとしてやっていく。で、そことの折り合いというものを、行政は行政として経験値を持っていますので、その一番最高のもの、あとは、民間は民間として、いろんな手法、経験を持っていますので、その最高のもの、それを出し合う中で、一番オーセンティック、価値を残す、このまま残す方法というものを考えるとしたら何が必要ですかということ、やっぱり聞いていただきたいんです。そういう中で、話をまず引き延ばすのではなくて、進めていただきたい。

今日は、写真はないですけども、どうも、ここ、こういうふうに見ると、ちょうど突き当たりは共立ですけどもね——ですかね。あと、一橋中学校がありますね。この手前のところにおすし屋さんがありましたね。ここも、もう解体なんだそうなんです。そうすると、本当に子どもたちにとっても、まち並みというのが何もかも分からない、一変してしまうようなまちというのはよくないし、北沢書店でしたかね、子どものための絵本をやっているところも言っていましたけれども、やっぱり本の街にとって、子どもがどうかというのは非常に重要。子どものための本屋というのは、なかなかないんだというようなことで、そしたら、いろんなことを考えていけば、知恵が出る。子どもたちがここで官民共同で、ここに赤ちゃんを連れて、本を読むところができてもいいし、いろいろなまちづくり感を持って、スピーディーに、行政としては、共に考えますよと。共に神保町の将来を考えていきますので、ぜひ、「共に」というふうな姿勢で聞きに行くのか。初めから、いや、道の向こう側という方法もありますよねということで行くのかでは、全然、お話のスタートラインが違ってしまいますので、ぜひ、その辺の聞き方をしっかりと聞き取り、オーナーさんのまちを思う、100年を思う思いを聞き取る形でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○印出井景観・都市計画課長 先ほど資料に基づいてご説明しましたけれども、そういったことも含めて、建物の価値あるいは地域の記憶を継承する価値ということについては、お二方の景観アドバイザーからのご意見も踏まえて、十分伝えをさせていただいたかなというふうに思っています。

それから、おっしゃるとおり、今回の所有者の経営者の方については、小枝委員ご指摘

のとおり、神保町の中で様々な貢献をされているというところでございます。そういうことも含めて、区として、もし、一部保存ないし保存のご判断があるのであれば、どういったことができるのかということについては、検討を深めていきたいというふうには思っているところではあるんですけども、やはりそこをもう一段、当然、経営的な判断もあって、価値をつくっていくというところも多分あるんでしょう。それに対するコストとか、スケジュールとか、時間軸とかというのも多分あるんで、その辺も含めて、何か事業者さんのほうにあまり強く、私ども、今の段階で、解体については強く指導するという立場にはございませんので、そのあたりについては、行政指導としては、抑制的にならざるを得ないというふうには考えてございます。

一方で、さくら通り、それから、すずらん通りも含めた今後のまちづくり、例えば、今回の関連の機能更新も踏まえて、やっぱり低層部ににぎわいを創出するというような、そういった議論については、十分、今回の所有者さんも共感を頂いていますので、あの交差点、今回の建物がある交差点のところの今後の記憶の継承だったりとか、低層部のまちづくりの在り方だったりとかというのは、引き続き考えていかなきゃいけないと思います。

それに向けて、やはりしっかり神保町エリアの中で、少し、今後の30年、50年を見据えたまちづくりを考えていくような、何かプラットフォームみたいなものも、検討していかなきゃいけないんじゃないかなというのを、今回の件を通じて、認識したところでございますので、これをきっかけに、そういった方向への取組についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○小枝委員 私は、基本的に、景観行政に関しては、この間、いろんな地域の要求があったことに関しては、常に前向きにやってきてくれたと思っていますし、博報堂しかり、それから文化学院にしかりで、四角四面に判断してはできないことを、どうやったら、それができるのかということ、ぎりぎりの知恵を民間とかともう尽くしてきてくれたと思っています。これに関しても、そういうことだろうと。

それから、今、海老原商店ですか、というところも、オーナーさんの思いもあって、看板建築が残ったと。それに関しては、まちみらいからもかなりの助成もされたというようなことも聞いています。行政は行政で知恵があります。で、まだまだもっと出ると思いますが。民間は民間で、このコロナのご時世もあって、床の面積だけで判断する時代じゃなくなっているということが、一つは幸いなことだというふうに思います。

決して圧力をかけるということではなくて、あくまでオーナーさんにとってメリットのある手法、方法を考える中で保存ということができるとはできないかということを引き出してきてほしいということを申し上げます。で、できないとしたら、何かということ、聞き取ってきてほしいと思っています。ここの委員会にそのことをしっかりと報告していただきたいと思っています。

また、行政の持っている蓄積だけでは十分でないこともいっぱいあると思います。いろいろ、今、世の中は変化が早いですし、民間の方々のほうがいろいろな経験値を持っている、あるいは、このさくら通りの意味合いということでも、この通りの持っていた歴史的な意味というものを持っているということもあると思います。あと、さっき言った、神保町を元気にする会の方々は、どうしたらまちを保存できるかということについては、このオーナーさんも含めて、並々ならない思いがあるというふうに聞いております。

また、お隣の文京区では、もっと古い建物が、求道会館というんですかね、残した上で、非常にまちに愛される、結婚式とかもやるような100年の建物を残したというようなことも聞いています。また、そういう方々がみんないろいろな形で、千代田区のために、この神保町というかけがえのない世界遺産になろうかという本の街のために、知恵も力も出したいという気持ちが、課長、部長を通して、一つになれるか、なれないかというところなんだと思います。

だから、私ごときが生意気なことを言うレベルの話ではないというふうに重々思いますが、住民の気持ちとオーナーの気持ちと役所の気持ちが同じ方向に向くことによって、このコロナで非常に沈んだというか、みんな膝折れしているこの気持ちを、むしろプラスに、一橋中学校のこの入り口の玄関のところですよ。で、ここのところは、一橋中学校だって、教育、悩んでいますよ。私立なんかは、本を読む学校がすごく伸びたりしていますよ。そういうふうな意味でも、保存、活用、それから教育と文化で、どこまで千代田区が頑張っていて、オーナーさんの気持ちに寄り添ってというか、もちろん、オーナーさんの気持ちを聞くというか、学ぶというか、きっとあちらのほうはずっと持っていると思うので、そういうところを、ぜひ、真摯にやっていただきたい。

民間事例では、赤坂の東宮御所のところで向かいに虎屋さんがもう大きな建物を、設計図を描き終えたところで——終えたかどうかは分かりませんが、新国立競技場の話があったときに、自分のところはもう描き換えて、低層にするという、全部、ゼロからやり直した。つまり、民間の持っている人の、長いこと経営している人の心意気というのは、多分、私たちがもう計り知れないものがあるだろうと。そこを引き出す——打ち消すんじゃなくて、諦めさせるんじゃなくて、引き出すような議論ができるかできないかというところで、もう、そういう意味では、行政に託したいと思っています。信頼していますし、ぜひ、よろしくお願いします。

○印出井景観・都市計画課長 参考資料にもございます西村景観審会長の取りまとめの思いも、今、小枝委員から頂いたものに近しいんじゃないかなというふうに思っています。

我々としても、先ほど申し上げましたとおり、ぎりぎりまで経営者さんのご意向も伺いながら、区としてできることについては、相談に応じる体制でいるところでございます。

ここから先、ご答弁するとあれなんですけど、そうはいつでも、先ほど申し上げたとおり、時間は限られているところでございますので、この結果を踏まえて、次の日程の中で、どういう状況になっているかというのは、ちょっと今の段階では何とも言えませんけれども、いずれにしても、この建物の記憶を継承していくということについては、課題としては引き続き残るんだろうなと思いますので、また機会を捉まえて、関連のご報告も含めて、先ほど木村委員からご指摘いただいた景観まちづくりの課題も含めて、適宜ご報告してまいりたいというふうに思います。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますか。

まあ、（発言する者あり）えっ。（発言する者あり）ほかに。ほかに誰かいますかって。まだ小枝さん、はい、どうぞ。

今、いろいろと、様々、所有者の小学館のほうの立場もあるし、あと、景観まちづくり

審議会の会長の取りまとめというのは非常に重たいと思っているんですね。その現実の状況の中で、どこまで区として、できる限り所有者との調整をしていただけるかというところ、そこがまず1点なのかなと。そして、あと、現状、例えば、こここのところの景観まちづくりの重要物件だったという話なんだけど、そこが所有者のほうで、そこを避けられていた。でも、実際、調べてみたら、こういうふうにして、この同物件のような指定候補みたいなものはたくさんあるんじゃないか。だから、こういうような現状分析というのにも必要なんだろうな。いや、話の中でですよ。

あと、結局は、そうはいいながらも、こういうような中小規模の建物についての、今、スキームというか支援仕組みがないんだといったところ、この辺が、大きくやると、カテゴリーとしては三つあるのかなと。ちょっとこここのところを、早急に決めなくちゃいけないので、今のところ、ちょっと昼休憩させていただいて、今の話を踏まえて、執行側のほうとも話した文案を、また皆さんにご確認させていただければと思う。

ちょっと休憩します。

午後0時22分休憩

午後1時55分再開

〇はやお委員長 それでは、休憩前に続きまして、企画総務委員会を再開いたします。

先ほど、送付2-9、2-10に対して、執行側からの情報提供を頂きました。そして、委員で様々なご意見がありまして、その中で、区執行側のほうに申し入れる内容について取りまとめさせていただきましたので、ただいまから読み上げますので、一応、その内容でよろしければ、この場を借りて、陳情者にお返ししたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇はやお委員長 はい。それでは、陳情の取りまとめということで、次のようにさせていただきます。

保存・活用について、千代田区として協力し、所有者とも話し合い、知恵を絞るようなという陳情の趣旨を踏まえ、9月3日に開会された景観まちづくり審議会の議論の会長取りまとめに基づき、時間的にも限られた中で、区として取り組むこと。また、今後の景観まちづくりの中で、取り組むことについて、下記のとおり申し入れる。

1、歴史的な建物かつ地域の魅力ある建物をいかに継承できるかというのは、景観まちづくりの一つの大きな課題でもあるので、建物全て残すのは難しいが、残せるところは残していくよう、区として最善の努力を尽くしていただきたいという本年9月3日の景観まちづくり審議会における会長の取りまとめを踏まえ、当該建築物の景観的価値の継承が図れるよう、本の街・神保町にふさわしい保存の在り方を含め、区として、できる限り所有者と調整するよう求める。保存を検討する場合、要綱等によるさらなる支援策を区に求める。

2、今回の件を教訓に、景観まちづくり重要物件や、これまで同物件の指定候補になった物件等、歴史的、景観的に価値のある建物について調査し、機能更新の状況等を的確に把握できるよう努める。

3、観光まちづくり重要物件は、改修支援が、景観重要建造物は相続税の減免の支援があるが、景観的、歴史的に価値がある物件が機能更新を迎えたとき、形態、意匠などを継

承について支援の仕組みが十分でない。特に、中小規模の建物について、支援の仕組みを検討する。

以上、3点について、執行機関に求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この執行機関の申入れをもって、陳情に代えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いいかな。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、送付2-9、2-10につきましては、申し入れる対応によって取り扱わせていただきます。

次に、3の報告事項に入ります。

政策経営部（1）組織整備について（令和2年9月15日付）、執行機関の報告を求めます。

○亀割企画課長 政策経営部資料2に基づきまして、組織整備についてご報告申し上げます。

資料2ですが、組織整備の内容と理由でございます。2枚目、別紙が現行と改正後の組織新旧対照表となっております。

今回の変更は、年度の途中でございますが、先般、第2回区議会臨時会において、補正予算のご議決を頂きました。本区独自の特別支援給付金について、業務の円滑な執行のため、部内の体制の見直しを行ったものでございます。

整備内容ですが、地域振興部に特別支援給付金担当課長を設置いたします。

整備の理由でございますが、区独自の特別支援給付金に係る事務を迅速かつ確実に執行するというのが目的でございます。

その他でございますが、対象者の絞り込みから11月の申請書の発送、以降の受付、給付業務に対応するため、今年度いっぱいの時限的な組織として設置いたします。来年度以降につきましては、受付、給付業務のみとなります。件数も少なくなるという見込みから、コミュニティ総務課でその事務を継承してまいります。

ご報告は以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、質疑、質問を受けます。

○林委員 何人ぐらいで国の特別給付金は対応し、今回はどれぐらいの人員が増える。それと、期間ですよ、国の特別給付金の期間とこの新たに担当課を設けることによって、どれぐらいスピーディーな対応、時限的な対応になるのかという効果検証はされた上なのか否かをお答えください。

○古田行政管理担当部長 まず、人員の配置でございますが、国の給付金の際には、兼務発令という形で、5名ですか、しておったところでございます。今回も、規模的にはほぼ同じ規模なんですけれども、組織的な応援体制ですね、ほかの組織からの組織的な応援体制であるとか、今回、一番大きいのは、担当課長を設置して、しっかりマネジメントもスパンコントロールをするというような取組をする中で、迅速な対応を心がけたいというところでございます。

○亀割企画課長 期間でございますが、国の特別定額給付金につきましては、5月の下旬

から発送をいたしました。申請書の発送ですね、をいたしまして、申請書の受付期間は8月26日で終わるという形で、現在は、来た申請に基づいて給付の事務を行っているというところですよ。

区のほうにつきましては、今、制度構築をいたしまして、通知の発送をこの組織をつくりまして、その人員をもって11月には発送するという予定で、作業を進めていくということでございます。締切り等については、まだスキーム構築が整理できていませんので、申請書の締切りについて、まだ未定ということでございます。

あ、効果検証ですね。効果検証というのは、これをやることで、組織という観点で申し上げますと、前回の国の給付金は、組織がなくて、人員体制をして、迅速な仕事をしましょうと。今回は、区独自であるため、組織をつくって、体制としては、今、行政管理担当部長が申し上げたとおりの体制でもって、なるべく迅速に進めていくということで、この組織があるとないで、スピード感がどうかという検証はしておりませんが、より適切に、なおかつ、説明責任とか制度構築がしっかり所掌事務として執行できるようにつくったという趣旨でございます。

○林委員 あまり組織論のほうに入ってくると、少しずれてくるんですけど、今回は部分なわけですよ。コロナ対応というところの包括的な部分で入れたと。内部のほうで、コロナ担当の部署をつくるのか、そういった議論というのはなされないで、この部分の包括的だということだけに絞った、フォーカスを当てた理由とともに説明していただけますか。

○亀割企画課長 コロナに関しましては、確かに組織論的にいえば、コロナ専属の部署をつくるということもございしますが、広範囲であり、災対の面ですとか、保健所が担っている衛生の面ですとか、区民生活の部分とか、結果的に区がやっているお仕事全ての部分に関わるということで、本部対策会議をつくりまして、各所管のほうが集まって進めているという体制ですので、組織的には、今の体制をもって進めているということでございますが。コロナに関しては、担当課長というものを設置しまして、この担当課長という趣旨が、時限的に着実に推進していくべき特命な事項、こういった事項があった場合は、担当課長を設けて行うというような整理となっておりますので、今回は、その時限的に着実に推進すべき特命事項と、いわゆる区の独自の給付金の事務をしっかりやっていきたいと思いますので、担当課長をつくったということでございます。

○林委員 全庁的にやる形になってくると、これまでも、例えば保健所、これは本会議でもいろんな議員の方が指摘をしていましたけれども、人的、面的に足りない。あるいは、商工融資のところでも、非常に窓口対応もできないんで、わざわざ区民ホールまで入れたと。コロナ対応、3月から入って、人的に本当に足りない、目いっぱいのところというのは組織的にどこどこことというのは、フォーカスを当てて、それで検証した上で、今回は、給付金のところだけイレギュラーな形なんで、担当課長を入れた。そういう受け止めでもよろしいんですかね。

ほかにも、多分、いろんな人が欲しいとか、出てくるかと思うんですが、そこはどのようにふうに総合調整して、対応して、まだ4次補正というのも提案されてきましたんで、やるごとに次々と、事業が、コロナ対応でやる場所が増えるのか。あるいは、通常業務のところ、保健所のように、普通にやっても、特段やらなくても、急激に業務が増え

るところとか、その辺を全体的に見極めた上で、区長ってやっているんですかね、本当に。場当たりのじゃなく。それとも、職員の皆さんが困った、困ったと言って、強い部長のところとかだけがいい目にあうような、そんなことになっているとしたら、やっぱり違うと思うんですけども、その辺、整合性を捉えて、お答えしていただきたい。

○亀割企画課長 組織と人員という部分があるんですけど、もちろん連動するということがありますが、組織だけの話をさせていただきますと、先ほど申し上げた担当課長の趣旨、それから、コロナに関しては、保健所の既存業務、いわゆる保健所何々課というところが専属でやっている感染症に関する業務というところで、特段新しい看板を掲げて、区として仕事に取り組んでいこうというものではないと。したがって、その既存の組織でコロナ対応をしているものに対してのマンパワーを傾注して、その大変な状況を何とか対応していこうという考え方です。

で、給付金の場合は、これは新たな事業スキームとして、少し専属の組織でもって、新しい仕事ですので、この部分をしっかり対応していきたいということで、時限的に措置をしたという部分なので、この辺も、首脳会議の中で、確かにこういったような話がありまして、フレキシブルな対応と、場当たりのというか、一応、議論はしまして、ここは組織でもって行こうと。コロナに関しては、今のような体制で、人員のマンパワーを工面しつつ、全体で進めていこうという整理が現段階ということでございます。

○林委員 そうしますと、給付金の補正予算が通った後、これは大変なことだと。今までの既存の部や担当課ではできないという形になったんですか。それとも、7月の、急遽、この12万円が出てきた段階から、これは担当課が必要だよと。要は、しっかりとした目線も含めて、ちゃんと考えられてやっていたのか。それが場当たりのなんじゃないんですかと。打ち上げちゃって、金額だけ打ち上げて、特別給付金で。後で、大変だから担当課をつくるって、後づけなのか。それとも、起案して段階で、担当課長というのが必要だよとやっていたのかどうかという事実確認だけしたいんですが。

○亀割企画課長 我々のほうに組織要求が来ましたのは、補正予算成立後ですので、区の独自の給付金を行うというのが確定してからでございますが、この組織に関しては、実は、国のときも、兼務発令で職員を措置して、仕事を進めていく上では、組織というものがあつたほうがいいというのは、組織担当としても思ったんですが。現に、23区中で20区が、この国の給付金のときに組織化しています。ただ、ちょっと時間がなかったということもありまして、うちのほうは、国の補正予算の日程も、23区の中ではかなり遅いほうでした、国のほうの。で、それが成立してすぐに仕事に着手するというので、その組織の話をする前に、まず、応援体制を取って、スキームも決まっていることだし、とにかく仕事を進めようということで、兼務発令だけをしたと。

今回は、補正予算成立後に、兼務発令する前に、区の独自のものでもあるし、組織として整理をしてやっていこうと。そういった話がありました。

○はやお委員長 はい。いいですか。

○林委員 はい。

○はやお委員長 はい。

ほかにごありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、ただいまの報告についての質疑を終了いたします。

次に、4のその他に入ります。

委員から何かございますか。

○林委員 本会議でも確認を取ったんですけれども、定年延長の件で、正副にお預けして、長くやっけていてもと思って、本会議で言ったんですけれども、あれ、ちゃんと出しておいていただきたいんですよね、資料だけでも。あれ、担当課長の役割のつく理由しか答弁していないような感じでしたので。判断基準も含めて、ちょっと正副の委員長で整理していただいて、その上で、やっぱり石川雅己さんが必要だという形に、正副でご判断されれば、集中審議をお願いしたんで、ぜひ、よろしく願いいたします。

○はやお委員長 はい。分かりました。正副のほうで預からせていただきまして、まあ、どうして、定年延長の理由についてですね、たしか組織のときと同じような保健の何とか政策担当とかというのと、全く同一の内容だったような気がするんですよね。またそういうところを含めて、資料の整理をして、本格的に確認をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに。委員のほうはいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

じゃあ、執行機関のほうから、その他で何かありますか。（発言する者あり）はい。

それでは、執行機関からもございませんので、休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後3時00分再開

○はやお委員長 それでは、ただいまより企画総務委員会100条委員会を開会いたします。座らせて進めさせていただきます。

まず、本日の100条調査の日程を確認させていただきます。

日程につきましては、最初に証人尋問について、次に、その他ということで進めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

では、項番5、（1）証人喚問に入ります。

本日は、千代田区長、石川雅己氏夫人、石川××さんの証人喚問です。

これまでの100条調査に関する一連の資料については、各委員にその都度配付させていただいておりますが、原本につきましては、必要に応じて確認ができるように、こちらに置いてあります。

これらの資料につきましては、本日の本委員会の資料として取り扱うこととし、100条調査事項の範囲において活用したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

次に、証人喚問ですが、本日、この時間になっても、証人がお見えになっておりません。

令和2年9月4日に証人出頭要請の書面を送付した後、何度か証人である石川××さんと書面でやり取りをしてきましたが、その概要について、出頭拒否の理由を含めて、事務



局より報告をお願いいたします。

○吉村区議会事務局長 まず初めに、9月16日付で書留郵便で石川××証人に送付した文書につきまして、本日、郵便局のほうから、本人受取拒否で、区議会宛て返送されてきた旨、ご報告をさせていただきます。

それでは、この間の出頭されない理由も含めまして、ご説明をさせていただきます。

委員のお手元のほうには、9月6日付以降、4通の石川××さんからの書面の写しを配付させていただいております。

まず、令和2年9月4日に、証人出頭要請の書面を議長名で送付させていただいております。その後、2020年9月6日付として、「証人出頭請求に関して」という書類が送られてまいりました。100条委員会では、区政の不正をチェックするための委員会と聞いています、と。私は区政には何ら関与していないし、興味も関心もございませんというふうにされております。また、それまでの証人尋問に当たりまして、3時間以上、中身の無い質疑応答で、まともな進行ができていない状態だったと聞き及んでいるというふうに述べてございます。また、一般人を呼ぶ請求理由を示してくださるようお願いをいたしますというような内容になってございます。その上で、本日、9月18日につきましては、横浜での国際クラブの活動予定が既にあり、出席できないとされております。

それを受けまして、9月8日付で、改めまして区議会のほうから文書を送付しております。それに返答する形で、2020年9月10日付で、「証人出頭請求の回答に関して」という文書が再び送られてまいりました。概略につきましては、委員会の内容が誰が見ても不可解なことを疑問に持ちます、と。私は区政に何ら関与していないということを述べてございます。また、なぜ三井不動産の証人喚問がないのか、できないのかということも明らかにしてほしいと。その上で、どんな質問にも何も申し上げることはございませんというような内容の文書でございます。

それを受けまして、9月14日付で、証人出頭請求書を改めてお送りさせていただいております。それに対しまして、2020年9月15日付ということで、証人出頭請求に関して、9月14日付というような内容で、返信がございました。その中身につきましては、石川××さんからの回答要望について、回答を9月10日にしておりますけれども、もっと掘り下げた前向きな答えでないと、納得できないというようなことを述べております。物の道理が理解できない、あるいは善悪の判断もできない委員会に應じる必要はありませんということを述べた上で、9月18日は既に約束された予定ですので、外せませんということでございます。

そして、9月17日、昨日でございますが、4枚目の文書として送られてきております。概要は、2020年9月6日付の回答で既に伝えたように、当日は、横浜で国際クラブの活動があります。これ以上、個人の信条を申し上げる必要はありません。事前の連絡なりを行わず、勝手に一方的に決めた日時。常識から外れているとしてございます。どんな社会組織であっても、緊急性のある事柄以外、一、二か月の予定なり、ルーチンを決めてるのが普通。私は1か月先までのスケジュールは埋まっております、としております。また、2020年9月10日の私の質問の回答は不十分、不適當であるので、以後の出頭請求は拒否します、とされております。その上で、三井不動産レジデンシャルの件が解明されない限り、拒否しますということでございます。

概略は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

ただいま報告を頂きました。証人として出頭されないことについて、挙げられた理由は、地方自治法第133号の規定による正当な理由とは言えないものと考えます。

暫時休憩いたします。

午後3時08分休憩

午後3時45分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

先ほどの繰り返しになりますが、証人として出頭されなかったことについて挙げられた理由は、地方自治法第100条3号の規定による正当な理由とは言えないと考えております。

今後の対応ですが、石川××さんについては、改めて証人喚問の日程調整を依頼するとともに、現時点では出頭を拒否する意思を示しているので、これまでの100条調査において、明らかになった事項について、石川××さんの関与等について、文書をもって照会したいと思っております。

具体的には、ただいまフリップのほうを見ていただくと分かるのですが、この、三井不動産レジデンシャルのほうに、9月11日付で回答を頂いております。内容といたしましては、三井不動産レジデンシャルとして、事業協力者住戸がどのような意思決定過程で決定していったのかということを確認した結果、回答を頂いております。具体的に内容といたしまして、2015年11月7日に、初めてモデルルームでウエルカムアンケートを記入し、その際、来場者である石川××氏及びご夫人、ご夫妻、お子様、××氏の4名での来場となっております。そして、裏面の、ウエルカムシートの裏面のところには、Fタイプ対象の住戸を非常に気に入られたということでございました。

その後、回答によりますと、2015年11月8日から15日の間と考えられるそうですが、××氏から電話連絡を頂き、営業所長が対応したと書いております。回答を頂いております。このことを受けまして、三井不動産レジデンシャルは、赤い線のところになりますが、××氏との会話から、パークコート三番町ヒルトップレジデンスについて、強い購入意向を感じたと受け止めております。

そして、日にちが具体的ではないようなんですが、2015年11月16日から11月18日、この期間に営業所長、営業室長、所属部長の協議の結果、対象住戸を事業協力者住戸に設定したと。主な理由につきましては、過去に事業物件を購入いただいたお客様のご家族であると。そして、また、購入意欲が高く、購入資金も問題ないお客さんであると。この辺のところから、次男の資金ということから考えにくい。そして、また、事業物件については、富士見の対象物件の購入ということが考えられます。この辺のところをしっかりと××証人に確認したかったというのが大きなところですが、

そして、最後に、2015年11月19日から30日の間に、営業所長自らが××氏並びに××氏に電話連絡をしたと。それで、その内容につきましては、×××号室を購入いただける場合、抽せんをすることなく、購入ができる旨を説明。このように回答いただいております。このことについて、立体的に、総合的に真相を究明するため、本来は××証人に出頭いただき、そのところを確認したかったんですが、本日は出頭されませんでしたし

たので、このような状況でありますから、総合的にこのことを踏まえて、文書照会し、回答をお願いしていきたいと考えております。

以上、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、今後の証人尋問、証人喚問ということになっていきますが、皆様、委員のほうのご意見を頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

○木村委員 今のただいま××夫人の出頭要請の理由とされた各点は、同時に、三井不動産レジデンシャルにも確認すべき、そういう問題だと思いました。特に、事業協力者住戸の設定の権限がある方、この方の証人尋問がどうしても必要です。

その理由は、まず一つは、どういう根拠で購入資金も問題ないお客様と判断したのかどうか。少なくとも次男さんは3分の1しか出しておりませんので。何を根拠に購入資金も問題ないお客様と判断したのか。それから、当初の思惑に反し、事業協力者住戸の見込み客が少なかったため、5月中、3戸、事業協力者住戸から外すことを検討したと。で、××夫人から強い要請があり、また、もう一戸追加した。こういう、非常に流動的なものなので、事業協力者住戸の設定する基準は何なのか。これは改めて確認しなければなりません。

それからもう一点は、これは三井不動産グループがコンプライアンス基本方針を持っていて、公務員などに対し、不正な利益供与を厳しく禁止していると。今回のケースは、このコンプライアンス基本方針に照らしてどうなのか。この点もきちんと確認しなければなりませんので、事業協力者住戸の設定に権限がある、かつ、この当時の都市開発部長は、現在、取締役でもいらっしゃるようなので、ぜひ、この方の証人喚問が必要だと、真相解明には欠かせないということを述べておきたいと思ひます。よろしくご検討願ひます。

○はやお委員長 ほかにございますでしょうか。

○林委員 まず、石川××さんのほうは、委員長が確認されたとおり、2015年11月8日から15日までに強い働きかけを、要は、事業協力者住戸に設定されていない、一般販売もされていない6階の住戸を買いたいと働きかけたというふうレジデンシャルからの回答が来ましたので、この件について、過去に物件を購入した、あるいは購入資金も問題ないとなると、石川雅己区長とこの11月時点で既に買うことを示し合わせた、働きかけをすることができていたか否かというのは、文書照会とともに、証人尋問で改めて確認しなければいけないことだと思ひております。

その上で、もう一つ、本100条調査委員会のほうでは、日比谷のエリアマネジメントについて、無償貸付の事案が残っております。この事業協力者住戸と関連性があるんではないかと疑念を持っている案件ですので、通常の調査で、なかなか、当時、平成27年当時の意思決定過程、あるいは首脳調整会議等々の文書の起案者、当時のよく分かる方、職員の方で。この方を証人に出頭要請をかけまして、改めて、この関連性を含めて、無償貸付200億円の、区有地の無償貸付を含めて、証人尋問を通じて確認をしていかなければならないと思ひますんで、証人の一つとして、ご検討いただければと思ひます。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。そうしますと、お二方の証人尋問、喚問をするお名前が出ております。

まず一つは、事業協力者住戸に設定する際の最終決定者ということで、先ほど木村委員のほうからお話がありましたとおり、2015年度当時、都市開発一部長という方がその最終決定者であったと、三井不動産レジデンシャルのほうの回答文書からも明らかになっております。ですので、この方に最終的になるのかを含めて、この方をレジデンシャルサイドとしての証人尋問者ということで、調整していきたいと考えます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

加えまして、日比谷エリアマネジメント、土地につきましては225億、並びに建物の資産については30億、合計すると255億が、議会に報告もなく、そして、様々な庁内手続においても、瑕疵がある流れの中で決定されていったと。それは、先日に行われました委員会の資料確認の中でも明らかになってきております。そういうことから鑑みまして、この当時、日比谷エリアマネジメントの無償貸付について、事務執行が——ことについて分かる、その方をお呼びするというので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、その2名の方を候補といたしまして、証人喚問の日程については、本定例会中に皆様とご相談して決定していきたいと思っております。少しでも前に進めていきまして、真相究明のスピードを上げていきたいと考えます。

それでは、そういう方向でよろしいですか。再度、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。そのように進めさせていただきます。

そして、確認になります。

三井不動産レジデンシャル株式会社に対して、三番町ヒルトップレジデンスの1室を事業協力者住戸として優先的に販売することとなった点に関し、三井不動産レジデンシャル株式会社が言葉巧みに購入を勧め、後、分譲より高い価格で購入させられた。また、一括払いで購入したにもかかわらず、後に分割払いで購入したものより割高な値段であった。三井不動産レジデンシャル株式会社が事業協力者住戸と名称をつけたのは、一般に購入者を公募する前に、購入者を確定させた住戸が存在することを不自然に見せないための工作であり、高値でマンションを販売した三井不動産レジデンシャル株式会社がこのような販売戦略を取ることは、特に異常ではないとする石川雅己氏の主張について、事実か否かを照会した文書について、三井不動産レジデンシャル株式会社側から回答があったようですので、事務局から報告をお願いいたします。

○吉村区議会事務局長 令和2年9月17日付で、三井不動産レジデンシャル株式会社代理人の弁護士から求釈明書という形で、文書が届いております。

その中では、100条委員会の設置目的に沿う正当な目的との使用が明らかにされる必要があると思慮するところであり、正当な理由があれば、提出を拒むことができるというのが法意であるということをも述べた上で、求釈明をしてございます。

まず1番目としましては、100条委員会の設置目的である調査権限は、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項とされている。9月15日付請求書に基づく記録提出請求は、その調査目的といかに関係をしているのか、明らかにしてほしいということでございます。

それから、2点目、三井不動産レジデンシャルが仮にこの請求に応じて資料を提出した場合、その資料の使用目的は何かということを確認にしてほしいというような2点を主張してございます。

以上です。

○はやお委員長 はい。ただいま報告いただきましたとおり、100条調査といかに関係しているか、明らかにしてほしいということでございます。案文を作成し、皆様にご相談させていただきながら、リーガルチェックを受けた上で、求釈明に対する回答をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

項番（2）、その他に入らせていただきます。100条調査、その他に入らせていただきますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、今後も引き続き調査を進めていきたいと思っております。その際は、これまで同様、委員の皆様にお諮りしながら、丁寧に本調査を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、企画総務委員会100条調査を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時00分閉会